

[Q & A]

同族法人を
めぐる
オーナー社長の
貸付金・借入金
消去の
税務

税理士／
1級ファイナンシャル・プランニング技能士
伊藤 俊一 著

LOGICA
ロジカ書房

はじめに

同族特殊関係者間の金銭消費貸借契約をどのように解消するかは相続税対策や資本の増強、再構築といった場面において頻出事項です。解消策に伴う課税関係のみならず、当該解消に係る証拠の整理も重要事項です。

本書の大きな特徴は、以下の点に集約されます。

- ・初級者から上級者まで幅広い読者のニーズにこたえるものを意識しています。
- ・論点は意図的にニッチな分野まで踏み込んで、特に網羅性を重視しています。そのため、類書では軽く扱っている記載についても誌面の許す限り詳細な解説をしています。
- ・裁決・裁判例についても網羅性を重視し、できるだけ実務上のヒントになるような汎用性のあるものを厳選して掲載しています。
- ・評価は「不知・うっかり」で失念することが大半であり、苦手意識を持っている実務家が多いため表現はできるだけ平易に、また、随所に非常に簡単な「よくある」事例を組み込み、具体的な取引をイメージしていただけるようにしました。一方で、実務上稀な事例についても上級者向けに汎用性のある取引のみを厳選し掲載しています（この点に関しては論点の切り貼りと感じられる読者もいらっしゃることと存じますが、課税実務での多くの失敗は「不知・うっかり」によるものです。したがって、論点は誌面の許す限り掲載しました。あくまで「普段よく使う周辺課税実務」にこだわっています）。

最後に、株式会社ロギカ書房代表取締役橋詰守氏には企画段階から編集等、力強くサポートしていただいたこと、本書の実例作成にあたり多くを参考させていただいた、普段から良質な御質問をくださる税務質問会

(<https://myhoumu.jp/zeimusoudan/>) 会員様に心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

税理士 伊藤 俊一

【目 次】

はじめに

第1章 オーナー（社長）の同族法人への 貸付金消去の税務	-----1
[1] オーナー（社長）が会社に対し債権放棄 (会社にとっては債務免除)	-----5
Q1 債権放棄について税務上の留意点	-----6
Q2 債権放棄について形式上の留意点	-----9
Q3 債権放棄と期限切れ欠損金の関係	-----12
Q4 債権放棄と行為計算規定に係る伝統論点	-----23
[2] DES	-----31
Q5 DES の税務上の留意点／法人税法上の評価	-----32
Q6 債務超過の DES の仕訳	-----37
Q7 DES とみなし贈与の関係	-----42
Q8 DES の実行「時期」	-----43
Q9 DES 実行前の下準備／株主構成の確認	-----48
Q10 DES 実行前の下準備／役員借入金額の確認	-----51
Q11 役員借入金の相続税法上の時価	-----83
[3] 疑似 DES	-----109
Q12 疑似 DES の留意点	-----110

Q 13 疑似 DES に関する過去の増資問題-----	116
Q 14 金融機関を介在させる手法-----	119
[4] 代物弁済等-----	125
Q 15 代物弁済と役員借入金相殺の典型事例-----	126
Q 16 代物弁済における取引相場のない株式の評価-----	129
Q 17 代物弁済における土地建物の時価-----	133
[5] 第二会社方式-----	135
Q 18 第二会社方式を用いた役員借入金消去-----	136
Q 19 分割型分割と第二会社方式-----	138
[6] 貸付金（役員借入金）を親族へ贈与-----	147
Q 20 貸付金（役員借入金）の親族贈与の留意点-----	148
Q 21 貸付金（役員借入金）の親族贈与の手法-----	150
Q 22 貸付金消去が追い付かず貸付金を遺贈-----	151
[7] 受益権分離型プランニングによる 元本受益権圧縮後の贈与-----	163
Q 23 受益権分離型信託を活用した元本受益権の異動-----	164
[8] 持分会社移行による 貸付金減額プランニング-----	179
Q 24 持分会社を活用した相続税節税プランニング-----	180
Q 25 Q24のプランニングの留意点-----	183
Q 26 持分会社を活用した相続税対策プランニングの補足-----	194

第2章 オーナー（社長）の同族法人からの 借入金消去の税務-----199

[1] 会社が債権放棄-----203

Q27 会社が債権放棄する現実性-----204

[2] 役員給与の増額相当分で精算-----209

Q28 事前確定相当分による役員貸付金の返済-----210

**[3] オーナー（社長）個人財産の
売却相当額を充当**-----213

Q29 オーナー（社長）個人財産の売却相当額の充当に係る
税務上の留意点-----214

**[4] 債権回収会社等に債権譲渡、
生命保険等に切替え**-----225

Q30 債権回収会社等への債権譲渡の全体像-----226

Q31 返済途中で役員が死亡した場合の課税関係-----228

**(付録) 当局調査と税務取引の
エビデンスに係る考え方**-----229

付録Q1 エビデンスの意義-----230

付録Q2 エビデンスの活用の基本事項-----232

付録Q3　納税者側のエビデンスの活用手段-----236

付録Q4　納税者側が不利になる致命的な資料-----248

【凡例】

相法	相続税法
相令	相続税法施行令
相基通	相続税法基本通達
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所基通	所得税基本通達
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
法基通	法人税基本通達
措法	租税特別措置法
措通	租税特別措置法関係通達
評基通	財産評価基本通達
地法	地方税法
地令	地方税法施行令
民法	民法
民訴法	民事訴訟法

所令109①三　　所得税法施行令第109条第1項第3号

本書は、令和5年4月1日の法令・通達に基づいています。
ただし、当局内部資料は旧法条文・通達になっている場合
もあります（原文ママということ）。

第 1 章

オーナー（社長）の同族法人への
貸付金消去の税務



オーナー（社長）や同族特殊関係者からの貸付け、すなわち法人において役員借入金（貸方）に計上されているものについて、消去の手法として生前対策で考えられる事項は下記が代表的です。

- ・オーナー（社長）が会社に対し債権放棄（会社にとっては債務免除）
- ・DES
- ・擬似 DES
- ・役員給与減額、減額分で徐々に精算（タイミングが合えば役員退職金との相殺）
- ・代物弁済等
- ・第二会社方式
- ・貸付金を親族へ贈与
- ・受益権分離型プランニングによる元本受益権圧縮後の贈与
- ・持分会社移行による貸付金減額プランニング

課税実務では、「オーナー（社長）が会社に対し債権放棄（会社にとっては債務免除）」と「役員給与減額、減額分で徐々に精算」を併用する方法が一般的です。

一気に解消したい場合、DES や擬似 DES を選択します。

なお、保険を活用したプランニング（保険料を代物弁済するプランニング、ハーフタックスを活用したプランニング等々）、不動産購入とそれに係る借入金により株価を 0 にして増資し、返済に充てるというプランニングもありますが、税務上は疑義が生じる論点が非常に多くあるため、本稿では意図的に触れません。

また、「役員給与減額、減額分で徐々に精算」については論点はあまりないので、本稿では触れません。

下記では上記の代表的な手法を順番に見ていきます。

[1]

**オーナー（社長）が会社に対し債権放棄
(会社にとっては債務免除)**



Q1 債権放棄について税務上の留意点

「オーナー（社長）が会社に対し債権放棄（会社にとっては債務免除）」について税務上の留意点をご教示ください。

Answer

税効果という側面では不得手な場合もありますが、課税実務では結論が明確になっていることから、課税関係の簡潔さという面で非常に多く用いられます。相続まで時間がある場合、これと「役員給与減額、減額分で徐々に精算」を併用すれば特段問題は生じません。

【解説】

- (STEP 1) 貸付金放棄⇒会社では債務免除益という益金が計上されます。したがって、通常、繰越欠損金や法人所得圧縮策がある場合に実行します。
- (STEP 2) 株価評価上昇⇒相続税法第9条より、みなし贈与課税が生じます。債権放棄者から既存株主への贈与です。

相続税法第9条

第5条から前条まで及び次節に規定する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時ににおける当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得し

たものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

相続税法基本通達 9-2

(株式又は出資の価額が増加した場合)

同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものとして取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

「(STEP 1) 貸付金放棄⇒会社では債務免除益という益金が計上されます。したがって、通常、繰越欠損金や法人所得圧縮策がある場合に実行」してもなお役員借入金がある場合において、「役員給与減額、減額分で徐々に精算」だけを続けていく場合、当該残額分について「DES」もしくは「擬似 DES」を実行する場合もあります。

また相続税基本通達 9-2 の射程内であれば株価を計算する必要があります。

この際の贈与税の課税標準は、類似業種比準価額の計算においては、下記の差額×所有株式数です。

8 第1章〔1〕オーナー（社長）が会社に対し債権放棄（会社にとっては債務免除）

債権放棄後株価…⑧、⑨、⑩+債務免除益

債権放棄前株価…⑧、⑨、⑩（何も数値加減算しない）

当該債務免除で株価上昇しても実質債務超過のままであるなら、株価0のため贈与に係る課税関係は生じません。

また、非経常的な利益金額について、評価会社の業種、営業などの実態等により異なるものの、非経常的に生じる債務免除益も通常は含まれますが、本件では定期的に実行していると想定しているので、臨時偶発的に生じたものとはいえず、非経常益に該当しません。

直前期末から課税時期までの間に債務免除をした場合の純資産額方式においては、課税時期の貸付金のない状態に基づき、原則どおり仮決算を行って評価します。

なお、配当還元方式で評価している場合、債務免除益の計算は特段生じません。結果として相続税基本通達9-2の射程外になります。

Q2 債権放棄について形式上の留意点

「オーナー（社長）が会社に対し債権放棄（会社にとっては債務免除）」について形式上の留意点をご教示ください。

Answer

下記のように念入りにされる場合もあります。どこまで実行するかは金額の重要性で判断すべきです。

【解説】

贈与認定を避けるため、債権放棄に関して、「債権放棄通知書」「念書」について

- ・印鑑証明取得、添付
- ・確定日付を付す

場合もあります。

なお、金額の重要性によっても変わりますが公正証書までは不要です。

(参考)

第三者に対して債務免除を行った場合の貸倒れ

【照会要旨】

A社は、得意先であるB社に対して5千万円の貸付金を有していますが、B社は3年ほど前から債務超過の状態となり、その業績及び資産状況等からみても、今後その貸付金の回収が見込まれない状況にあります。

そこで、A社はB社に対して有する貸付金5千万円について書面により債務免除を行うことを予定していますが、これを行った場合、A社のB社に対する貸付金5千万円を貸倒れとして損金算入することは認められますか。

10 第1章〔1〕オーナー（社長）が会社に対し債権放棄（会社にとっては債務免除）

なお、A社とB社との間には資本関係や同族関係などの特別な関係はなく、A社とB社との取引はいわば第三者間取引といえるものです。

【回答要旨】

当該貸付金については、貸倒れとして損金の額に算入されます。

(理由)

1 御照会の趣旨は、第三者に対して債務免除を行った場合に、その債務免除額は損金の額に算入できるかということかと思われます。この点、法人の有する金銭債権について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額は、その明らかにされた日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入することとされています（法人税基本通達9-6-1(4)）。

この場合の貸倒損失の計上は、金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合の債務免除の取扱いですので、その債務者が第三者であることをもって無条件に貸倒損失の計上ができるというものではありませんが、第三者に対して債務免除を行う場合には、金銭債権の回収可能性を充分に検討した上で、やむなく債務免除を行うというのが一般的かと思われますので、一般には同通達の取扱いにより貸倒れとして損金の額に算入されます。

(注) 第三者に対して債務免除を行う場合であっても、同通達に掲げる場合と異なり、金銭債権の弁済を受けることができるにもかかわらず、債務免除を行い、債務者に対して実質的な利益供与を図ったと認められるような場合には、その免除額は税務上貸倒損失には当たらないことになります。

2 A社の場合、第三者であるB社は債務超過の状態にあり、B社に対する貸付金の免除は、今後の回収が見込まれないために行うことですから、当該貸付金については上記1の取扱いにより貸倒れとして損金算入されます。